

# 1 令和4年度制定・改廃の人事院規則

公布日	規則番号	内 容
令和4年		
4. 1	9- 6- 90	9-6 (俸給の調整額)の一部改正
4. 1	9- 17-167	9-17 (俸給の特別調整額)の一部改正
4. 1	9- 30-105	9-30 (特殊勤務手当)の一部改正
4. 1	9- 49- 55	9-49 (地域手当)の一部改正
4. 1	9- 55-142	9-55 (特勤勤務手当等)の一部改正
4. 1	9-123- 40	9-123 (本府省業務調整手当)の一部改正
4. 1	9-129- 5	9-129 (東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための人事院規則9-30(特殊勤務手当)の特例)の一部改正
4.13	9-149	9-149 (令和4年6月に支給する期末手当に関する特例措置)の制定
6.17	9- 40- 57	9-40 (期末手当及び勤勉手当)の一部改正
6.17	15- 14- 39	15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正
6.17	15- 15- 19	15-15 (非常勤職員の勤務時間及び休暇)の一部改正
6.17	19- 0- 15	19-0 (職員の育児休業等)の一部改正
6.20	14- 21- 1	14-21 (株式所有により営利企業の経営に参加し得る地位にある職員の報告等)の一部改正
6.24	1- 80	1-80 (職員の令和9年国際園芸博覧会特措法第2条第1項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣)の制定
6.24	1- 81	1-81 (令和9年に開催される国際園芸博覧会の準備及び運営のために必要な特別措置に関する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備に関する人事院規則)の制定
7. 1	1- 34- 10	1-34 (人事管理文書の保存期間)の一部改正
7. 1	1- 69- 2	1-69 (職員の公益社団法人福島相双復興推進機構への派遣)の一部改正
7. 1	1- 72- 2	1-72 (職員の令和7年国際博覧会特措法第14条第1項の規定により指定された博覧会協会への派遣)の一部改正
7. 1	1- 74- 1	1-74 (職員の公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構への派遣)の一部改正
7. 1	1- 80- 1	1-80 (職員の令和9年国際園芸博覧会特措法第2条第1項の規定により指定された国際園芸博覧会協会への派遣)の一部改正
7. 1	8- 12- 18	8-12 (職員の任免)の一部改正
7. 1	9- 7- 21	9-7 (俸給等の支給)の一部改正
7. 1	9- 24- 18	9-24 (通勤手当)の一部改正
7. 1	9- 34- 31	9-34 (初任給調整手当)の一部改正
7. 1	9- 40- 58	9-40 (期末手当及び勤勉手当)の一部改正
7. 1	9- 55-143	9-55 (特勤勤務手当等)の一部改正
7. 1	10- 12- 27	10-12 (職員の留学費用の償還)の一部改正
7. 1	11- 4- 9	11-4 (職員の身分保障)の一部改正
7. 1	11- 11- 1	11-11 (管理監督職務上限年齢による降任等)の一部改正
7. 1	18- 0- 8	18-0 (職員の国際機関等への派遣)の一部改正
7. 1	21- 0- 10	21-0 (国と民間企業との間の人事交流)の一部改正
7. 1	24- 0- 3	24-0 (検察官その他の職員の法科大学院への派遣)の一部改正
7. 5	17- 0-139	17-0 (管理職員等の範囲)の一部改正
7.29	8- 18- 32	8-18 (採用試験)の一部改正
8.31	1- 39- 5	1-39 (構造改革特別区域における人事院規則の特例に関する措置)の一部改正
9.30	9- 30-106	9-30 (特殊勤務手当)の一部改正
10. 4	17- 0-140	17-0 (管理職員等の範囲)の一部改正
11.18	9- 8- 91	9-8 (初任給、昇格、昇給等の基準)の一部改正
11.18	9- 40- 59	9-40 (期末手当及び勤勉手当)の一部改正
12. 1	8- 12- 19	8-12 (職員の任免)の一部改正
12. 1	8- 18- 33	8-18 (採用試験)の一部改正
12.16	21- 0- 11	21-0 (国と民間企業との間の人事交流)の一部改正
12.21	17- 0-141	17-0 (管理職員等の範囲)の一部改正
令和5年		
1.18	10- 4- 36	10-4 (職員の保健及び安全保持)の一部改正
1.18	16- 0- 73	16-0 (職員の災害補償)の一部改正
1.20	15- 14- 40	15-14 (職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正
1.20	19- 0- 16	19-0 (職員の育児休業等)の一部改正
2.28	9- 24- 19	9-24 (通勤手当)の一部改正
2.28	9- 54- 10	9-54 (住居手当)の一部改正

2. 28	9- 80- 6	9-80	(扶養手当)の一部改正
2. 28	9- 89- 6	9-89	(単身赴任手当)の一部改正
2. 28	15- 14- 41	15-14	(職員の勤務時間、休日及び休暇)の一部改正
3. 15	8- 12- 20	8-12	(職員の任免)の一部改正
3. 15	8- 18- 34	8-18	(採用試験)の一部改正
3. 16	17- 0-142	17-0	(管理職員等の範囲)の一部改正
3. 27	9- 49- 56	9-49	(地域手当)の一部改正
3. 31	1- 79- 1	1-79	(国家公務員法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係人事院規則の整備等に関する人事院規則)の一部改正
3. 31	2- 15- 1	2-15	(人事院の職員に対する個人情報の取扱いに係る権限又は事務の委任)の一部改正
3. 31	9- 2- 72	9-2	(俸給表の適用範囲)の一部改正
3. 31	9- 6- 91	9-6	(俸給の調整額)の一部改正
3. 31	9- 7- 22	9-7	(俸給等の支給)の一部改正
3. 31	9- 17-168	9-17	(俸給の特別調整額)の一部改正
3. 31	9- 30-107	9-30	(特殊勤務手当)の一部改正
3. 31	9- 40- 60	9-40	(期末手当及び勤勉手当)の一部改正
3. 31	9- 55-144	9-55	(特勤勤務手当等)の一部改正
3. 31	9-123- 41	9-123	(本府省業務調整手当)の一部改正
3. 31	9-147- 1	9-147	(給与法附則第8項の規定による俸給月額)の一部改正
3. 31	11- 8- 52	11-8	(職員の定年)の一部改正
3. 31	11- 11- 2	11-11	(管理監督職勤務上限年齢による降任等)の一部改正
3. 31	16- 0- 74	16-0	(職員の災害補償)の一部改正

## 2 令和4年度人事院予算額

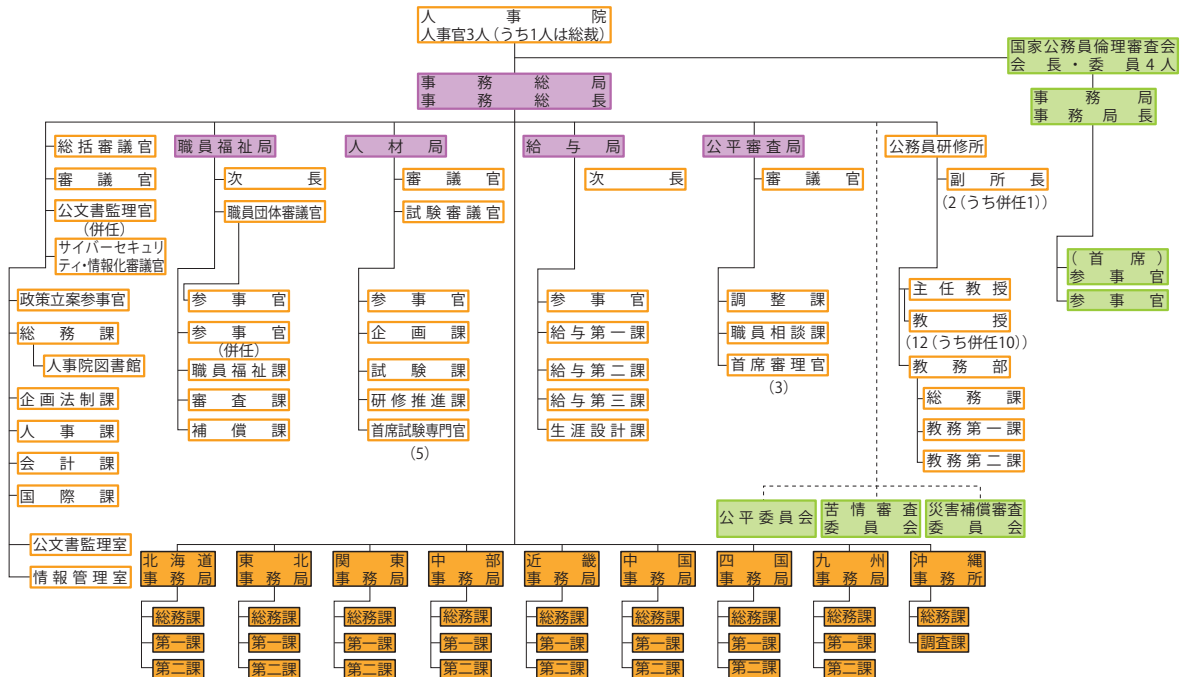
(単位：千円)

事項	予算額	(参考) 令和3年度
人件費	6,597,538	7,196,519
一般事務処理に必要な経費	718,282 (162,708)	725,327 (324,939)
人事行政に対する国民の理解促進に必要な経費	13,647	14,016
人事・給与等業務の電子化等に必要な経費	0	215 (2,744,402)
勤務条件の改善に必要な経費	43,885	76,247 (60,000)
任用に必要な経費	421,038 (94,398)	538,720
研修に必要な経費	457,214 (16,492)	471,603
給与制度の運営に必要な経費	47,253 (250)	31,785
苦情処理に必要な経費	10,136	8,705
国家公務員倫理審査会に必要な経費	18,663	17,138
中央合同庁舎第5号館別館等施設の整備に要する経費	78,175	33,110
計	8,405,831 (273,848)	9,113,385 (3,129,341)

(注) 1 補正後のものである。

2 ( ) 内は、デジタル庁(令和3年9月のデジタル庁発足までの間においては内閣官房)において一括計上されている政府情報システム経費を外数で示したものである。

## 3 人事院の機構図(令和5年3月31日現在)



4 給与改定勧告及び実施状況の概要（平成30年度～令和4年度）

勧告		国会の決定	
改定の内容		内容	実施時期
平成30年度	30.8.10 勧告 民間給与との較差に基づく給与改定等 1 給与法の改正 改定率 0.16% (1) 俸給表 ① 行政職俸給表(一) 民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験（大卒程度）、一般職試験（大卒程度）及び一般職試験（高卒者）に係る初任給を1,500円引上げ。若年層についても1,000円程度の改定。その他は400円の引上げを基本に改定（平均改定率0.2%） ② その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（指定職俸給表は改定なし） (2) 初任給調整手当 医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定 (3) 期末・勤勉手当 ・平成30年12月期の勤勉手当を0.95月分（特定管理職員は1.15月分、指定職職員は1.0月分）に ・令和元年度以降、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ1.3月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.1月分、指定職職員についてはそれぞれ0.7月分）に、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.925月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.125月分、指定職職員についてはそれぞれ0.975月分）に (4) 宿日直手当 宿日直勤務対象職員の給与の状況を踏まえ、所要の改定（普通宿日直：+200円 医師当直：+1,000円 等） 2 任期付研究員法の改正 俸給表及び期末手当の引上げ 3 任期付職員法の改正 俸給表及び期末手当の引上げ	勧告どおり	30.4.1
			31.4.1
			30.4.1 （任期付研究員法及び任期付職員法に係る期末手当は30.4.1と31.4.1）
令和元年度	元.8.7 勧告 民間給与との較差に基づく給与改定等 1 給与法の改正 改定率 0.09% (1) 俸給表 ① 行政職俸給表(一) 民間の初任給との間に差があること等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験（大卒程度）に係る初任給を1,500円、一般職試験（高卒者）に係る初任給を2,000円引上げ。これを踏まえ、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について所要の改定（平均改定率0.1%） ② その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定（専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし） (2) 住居手当 ・公務員宿舍使用料の上昇を考慮し、手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引上げ（12,000円→16,000円）。これにより生ずる原資を用いて、民間の状況等を踏まえ、手当額の上限を1,000円引上げ（27,000円→28,000円） ・手当額が2,000円を超える減額となる職員については、1年間、所要の経過措置 (3) 期末・勤勉手当 ・令和元年12月期の勤勉手当を0.975月分（特定管理職員は1.175月分、指定職職員は1.025月分）に ・令和2年度以降、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ0.95月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.15月分、指定職職員についてはそれぞれ1.0月分）に 2 任期付研究員法の改正 俸給表及び期末手当の引上げ 3 任期付職員法の改正 俸給表及び期末手当の引上げ	勧告どおり	31.4.1
			2.4.1
			元.11.22 2.4.1
		31.4.1 （期末手当は元.11.22と2.4.1）	

勸告		国会の決定	
改定の内容		内容	実施時期
令和2年度	2.10.7 勸告 民間給与との較差に基づく給与改定 1 給与法の改正 期末・勤勉手当 ・令和2年12月期の期末手当を1.25月分（特定管理職員は1.05月分、指定職職員は0.65月分）に ・令和3年度以降、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ1.275月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.075月分、指定職職員についてはそれぞれ0.675月分）に 2 任期付研究員法の改正 期末手当の引下げ 3 任期付職員法の改正 期末手当の引下げ 2.10.28 報告 民間給与との較差が極めて小さく、俸給表及び諸手当の適切な改定が困難であることから、月例給の改定に関する勸告は行わず報告のみ	勸告どおり	2.11.30
	3.4.1		
令和3年度	3.8.10 勸告 民間給与との較差に基づく給与改定 1 給与法の改正 期末・勤勉手当 ・令和3年12月期の期末手当を1.125月分（特定管理職員は0.925月分、指定職職員は0.575月分）に ・令和4年度以降、6月期及び12月期の期末手当をそれぞれ1.2月分（特定管理職員についてはそれぞれ1.0月分、指定職職員についてはそれぞれ0.625月分）に 2 任期付研究員法の改正 期末手当の引下げ 3 任期付職員法の改正 期末手当の引下げ	勸告どおり (3年度の期末手当引下げ相当額は、4年6月期の期末手当で減額調整)	4.4.13
令和4年度	4.8.8 勸告 民間給与との較差に基づく給与改定 1 給与法の改正 改定率 0.23% (1) 俸給表 ① 行政職俸給表(一) 民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定(平均改定率0.3%) ② その他の俸給表 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし) (2) 期末・勤勉手当 ・令和4年12月期の勤勉手当を1.05月分(特定管理職員は1.25月分、指定職職員は1.05月分)に ・令和5年度以降、6月期及び12月期の勤勉手当をそれぞれ1.0月分(特定管理職員についてはそれぞれ1.2月分、指定職職員についてはそれぞれ1.025月分)に 2 任期付研究員法の改正 俸給表及び期末手当の引上げ 3 任期付職員法の改正 俸給表及び期末手当の引上げ	勸告どおり	4.4.1
	4.11.18		
			5.4.1
			4.4.1 (期末手当は4.11.18と5.4.1)



5 給与法適用職員、任期付職員、任期付研究員俸給表別在職者数（令和4年1月15日現在）

（令和3年度一般職の国家公務員の任用状況調査）

（単位：人）

俸給表名	職 務 の 級											計
	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	
行政職俸給表(一)	21,162	18,262	31,416	35,067	21,886	18,284	4,343	2,463	1,539	312		154,734
行政職俸給表(二)	86	980	1,105	347	45							2,563
専門行政職俸給表	1,624	1,381	2,464	1,659	681	223	54	3				8,089
税務職俸給表	8,024	5,492	7,629	6,999	11,543	11,862	1,660	501	122			53,832
公安職俸給表(一)	6,158	6,675	4,393	2,915	1,251	1,023	608	346	490	156	8	24,023
公安職俸給表(二)	4,593	4,074	6,205	5,251	1,759	1,605	675	323	99	3		24,587
海事職俸給表(一)	6	66	41	58	20	23	2					216
海事職俸給表(二)	43	120	85	72	58	15						393
教育職俸給表(一)	19	26	35	27	1							108
教育職俸給表(二)	1	70	1									72
研究職俸給表	14	285	334	416	456							1,505
医療職俸給表(一)	102	327	236	51	5							721
医療職俸給表(二)	8	266	169	77	20	6						546
医療職俸給表(三)	66	1,682	174	75	13	5						2,015
福祉職俸給表	66	84	36	58	23							267
専門スタッフ職俸給表	18	137	109	12								276
指定職俸給表												1,007
給与法適用職員												274,954
任期付職員												1,935
任期付研究員												159
											合計	277,048

## 6 一般職国家公務員府省別在職者数（令和4年1月15日現在）

（令和3年度一般職の国家公務員の任用状況調査）

（単位：人）

府省名	項目	在職者数		府省名	項目	在職者数	
会計検査院		1,217	(353)	財務省		16,348	(3,906)
人事院		598	(196)	国税庁		55,746	(13,766)
内閣		1,160	(199)	文部科学省		1,794	(517)
内閣法制局		72	(14)	スポーツ庁		115	(29)
内閣府		2,473	(573)	文化庁		304	(83)
宮内庁		1,010	(232)	厚生労働省		32,005	(10,438)
公正取引委員会		794	(210)	中央労働委員会		96	(27)
警察庁		8,507	(1,014)	農林水産省		14,174	(3,040)
個人情報保護委員会		136	(38)	林野庁		4,652	(686)
カジノ管理委員会		128	(23)	水産庁		927	(137)
金融庁		1,576	(367)	経済産業省		4,562	(1,342)
消費者庁		350	(120)	資源エネルギー庁		429	(85)
デジタル庁		310	(36)	特許庁		2,806	(646)
復興庁		197	(27)	中小企業庁		193	(35)
総務省		4,498	(1,121)	国土交通省		38,908	(5,952)
公害等調整委員会		33	(9)	観光庁		224	(66)
消防庁		170	(21)	気象庁		4,918	(524)
法務省		44,067	(9,535)	運輸安全委員会		172	(21)
出入国在留管理庁		5,979	(1,939)	海上保安庁		14,418	(1,300)
公安審査委員会		4	(-)	環境省		2,021	(442)
公安調査庁		1,673	(306)	原子力規制委員会		1,006	(156)
外務省		6,252	(2,096)	防衛省		26	(8)
				計		277,048	(61,635)
検察官		2,748	(549)	行政執行法人職員		7,057	(1,995)
				合計		286,853	(64,179)

- (注) 1 ( )内は、女性を内数で示す。  
2 在職者数は、任期付職員及び任期付研究員を含む。



## 7 特別職国家公務員及び地方公務員等に関する公務員制度関係法制

### (1) 特別職国家公務員に関する法制

特別職国家公務員については、国公法を適用しないこととされており、主な適用法制はおおむね次の表のとおりとなっている。

	任用	給与	分限	懲戒	服務
内閣総理大臣	日本国憲法	特別職給与法 <sup>(*)1</sup>	日本国憲法		
国務大臣	同上	同上	同上		
人事官	国公法	同上	国公法	国公法 (弾劾)	国公法
検査官	会計検査院法	同上	会計検査院法	会計検査院法 (退官)	会計検査院法 (兼職の禁止)
内閣法制局長官	内閣法制局設置法	同上			
内閣官房副長官	内閣法	同上			
内閣危機管理監	同上	同上			内閣法 (国公法一部準用)
国家安全保障局長	同上	同上			同上
内閣官房副長官補	同上	同上			同上
内閣広報官	同上	同上			同上
内閣情報官	同上	同上			同上
内閣総理大臣補佐官	同上	同上			同上
副大臣	国家行政組織法	同上			
大臣政務官	同上	同上			
大臣補佐官	同上	同上			国家行政組織法 (国公法一部準用)
デジタル監	デジタル庁設置法	同上			デジタル庁設置法 (国公法一部準用)
秘書官		同上			
特別職の宮内庁職員		同上			
特命全権大使・公使	外務公務員法	同上、 外務公務員給与法 <sup>(*)2</sup>	外務公務員法 (待命)		外務公務員法 (国公法一部準用)
裁判官	日本国憲法、 裁判所法	裁判官の報酬等に 関する法律	日本国憲法、 裁判所法、 裁判官分限法	日本国憲法、 裁判官弾劾法、 裁判官分限法	裁判所法
その他の裁判所職員	裁判所職員 臨時措置法 (国公法一部準用)	裁判所職員 臨時措置法	裁判所職員 臨時措置法	裁判所職員 臨時措置法	裁判所職員 臨時措置法
国会職員	国会職員法	国会職員法	国会職員法	国会職員法	国会職員法
防衛省職員	自衛隊法	防衛省職員給与法 <sup>(*)3</sup>	自衛隊法	自衛隊法	自衛隊法
行政執行法人の役員	独立行政法人通則法	独立行政法人通則法	独立行政法人通則法	独立行政法人通則法	独立行政法人通則法

(\*) 1：特別職の職員の給与に関する法律

(\*) 2：在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律

(\*) 3：防衛省の職員の給与等に関する法律



## (2) 地方公務員に関する法制

一般職地方公務員については、国の法令で定められるもののほか、給与、勤務時間等については各地方公共団体において条例で整備されている。一般職国家公務員の法制との比較を行えばおおむね次の表のとおりとなる。

	法令名	一般職国家公務員の法制
1 基本法	地方公務員法	国公法
2 関係法律	地方自治法（労働基準法） （労働基準法） 地方公務員災害補償法 外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律  地方公務員の育児休業等に関する法律 （地方公務員法） （地方公務員法） 法人格法  地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律  地方公務員等共済組合法	給与法 勤務時間法 補償法 派遣法  法科大学院派遣法 育児休業法 自己啓発等休業法 配偶者同行休業法 同左 倫理法 官民人事交流法 任期付職員法  留学費用償還法 国家公務員宿舎法 寒冷地手当法 <sup>(※1)</sup> 旅費法 <sup>(※2)</sup> 国家公務員退職手当法 国家公務員共済組合法
3 特例法	教育公務員特例法	(研究施設研究教育職員に一部適用あり。)
教育公務員	高等学校の定時制教育及び通信教育振興法 農業、水産、工業又は商船に係る産業教育に従事する公立の高等学校の教員及び実習助手に対する産業教育手当の支給に関する法律 公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法 市町村立学校職員給与負担法 地方教育行政の組織及び運営に関する法律 学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法 公立の大学における外国人教員の任用等に関する特別措置法 大学の教員等の任期に関する法律 女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律	(適用対象なし)  ※国立大学等の法人化に伴い、国家公務員である教育公務員は平成16年4月1日以降存在しない。
研究公務員	地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律	科学技術・イノベーション創出の活性化に関する法律 任期付研究員法
現業職員	地方公営企業法 地方公営企業等の労働関係に関する法律	(適用対象なし)  ※国有林野事業の一般会計化に伴い、国家公務員である現業職員は平成25年4月1日以降存在しない。

(※1)：国家公務員の寒冷地手当に関する法律

(※2)：国家公務員等の旅費に関する法律



(3) 国公法の適用が一部除外されている主な一般職国家公務員に関する法制

一般職国家公務員のうち、行政執行法人の職員等については、その職務と責任の性質に鑑み、国公法の適用が一部除外されている。その主な例と適用法制はおおむね次の表のとおりとなっている。

	行政執行法人の職員	検 察 官																
国公法以外の主な適用法令	独立行政法人通則法 行政執行法人の労働関係に関する法律 労働基準法 労働組合法	検察庁法 検察官の俸給等に関する法律 勤務時間法																
労働基本権	行政執行法人の労働関係に関する法律 労働組合法 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>団結権</td> <td>団体交渉権</td> <td>協議締結権</td> <td>争議権</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> </tr> </table>	団結権	団体交渉権	協議締結権	争議権	○	○	○	×	国公法 <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr> <td>団結権</td> <td>団体交渉権</td> <td>協議締結権</td> <td>争議権</td> </tr> <tr> <td>○</td> <td>△ (交渉は可能)</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> </table>	団結権	団体交渉権	協議締結権	争議権	○	△ (交渉は可能)	×	×
団結権	団体交渉権	協議締結権	争議権															
○	○	○	×															
団結権	団体交渉権	協議締結権	争議権															
○	△ (交渉は可能)	×	×															
採用試験 [試験機関]	国公法 [人事院]	(司法試験法)																
任 免	国公法	国公法 検察庁法																
給 与	独立行政法人通則法 労働基準法	検察官の俸給等に関する法律 国公法																
勤 務 時 間	独立行政法人通則法 労働基準法	勤務時間法																
分 限	国公法	国公法 検察庁法																
服 務 ・ 懲 戒	国公法 倫理法	国公法 倫理法																
災 害 補 償	補償法	補償法																
共 済	国家公務員共済組合法	国家公務員共済組合法																
退 職 手 当	国家公務員退職手当法	国家公務員退職手当法																
定 員	—	行政機関の職員の定員に関する法律																

## 8 人事評価の実施と評価結果の活用サイクル

